

議案第 83 号

白岡市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例

白岡市建築基準法等関係手数料条例（令和 7 年白岡市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 24 号中「第 137 条の 12 第 6 項」を「第 137 条の 12 第 11 項」に改め、同表第 25 号中「第 137 条の 12 第 7 項」を「第 137 条の 12 第 12 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

令和 7 年 10 月 23 日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

提 案 理 由

建築基準法施行令の一部改正に伴い、本条例改正の必要を認め、この案を提出するものである。